The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ルソーの戦争理論
Author(s)	松川, みゆう
Citation	待兼山論叢. 文学篇. 2014, 48, p. 87-102
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/56592
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ルソーの戦争理論

松川　みゆう

キーワード：戦争／戦争法／ホッブス／モンテスキュー／グロチウス

ルソーの政治思想は『社会契約論』そしてコルシカとポーランドに捧げられたテクストにおいて主に研究されてきた。前者では諸原理を確立すること、後二者（『コルシカ国制案』『ポーランド統治論』）ではその諸原理に照らして個別の社会を考察することが目的とされている。いずれの場合も問われるのは、政治体の構造あるいは内政に関する法である。ルソーにおいて国家相互の関係についての体系的な理論は存在しないため、国家間の関係また外交に関する法についての思想は従来あまり注目されてこなかった。

ルソーはサン＝ピエール『永久平和論』に関する著作を書いており、そこでは連邦制あるいは商業論に基づく平和論に対して明確な態度を示し、自説を提示している。また戦争について書かれたいくつかの断片も残されている。こちらは文献的な検証すら加えられていなかったが、近年草稿研究に基づきこれらの断片を一体のものとして復元した綿密な校訂版が出版された。[1] これらの断片は『社会契約論』の副題「政治法の諸原理」（principes du droit politique）と対になるように、「戦争法の諸原理」（principes du droit de la guerre）と題されていたことが出版者のレイに送られた書簡から明らかにされている。「戦争法の諸原理」には次のような一節がある。―「一般に万民法（droit des gens）と呼ばれる法律は、制裁が欠如しているため、自然法よりなお一層弱々しい空想の産物に過ぎないことは確かだ[2]」。国家と人民の関係を規制する法は政治法あるいは国制法、人民相互の関係を

規制する法は公民法、そして国家間の関係を規制する法は「万民法」と呼ばれていた。現在の国際法に相当するのが万民法なのだが、ルソーはこの万民法を否定する。万民法は成文化されていない自然法よりも効力が弱いというのだ。国家間の関係には制裁を下す上位の審級が欠けているためである。一見、道徳規範としての自然法にも、制裁を下すための第三者は存在しないようだが、個々人の意識「良心」が各人の欲望に対する上位の審級の役目を果たすとみなされる。各国が共有する共通法、万民法なるものは存在しえないし、たとえ存在したところで効力をもたない。このことはサン＝ピエールによって提示されたヨーロッパ連合を批判する際のルソーの論拠にもなっている。[3)]

しかしこの「戦争法の諸原理」においてルソーは、戦争を法に従わせようと試みている。戦争法もまた国家間の関係を規定する以上、万民法と同様に上位の審級が必要となるはずだ。上位の審級が不在の国家間において、戦争法はなぜ効力をもちうるのだろうか。本論ではルソーの戦争理論を再構成し、そこから戦争法の原理がいかに導き出されているかを検討する。

1　ホッブスの反転

「戦争法の諸原理」においてルソーはホッブスを論敵としている。

> 諸事物のあらゆる真の観念を反転させることが務めだとみなされているようだ。すべてが自然人を休息へと導き、食べることと眠ることが彼の知る唯一の欲求であり、空腹だけが彼を怠惰から引き離す。しかし人々は自然人に彼が知らない情念を与えたため、このような欲求をいつも同胞たちを苦しめようとする猛り狂う欲求にしてしまった。[4)]

「戦争法の諸原理」の執筆年代と推定されている 1756 年の二年前に出版された『人間不平等起源論』に引き続きルソーは、ホッブスの自然状態論を反

駁する。自然状態とは、政治権力や実定法を伴う国家が存在しないと仮定した場合の人間間の関係である。ホッブスにおいて自然状態の人間たちは互いに恐怖を抱き、他人と出会うと必ず争いを起こす。ホッブスは自然状態とは各人が他人を害して自己を保存しようとする戦争状態「万人に対する万人の戦争[5)]」だと定義する。

ルソーの「自然人」（l'homme naturel）はいかなる社会、家族すらも形成せずに大地の上に分散して生活しており、限られた身体的欲求は容易に満たされるため人間間に争いは生じない。ここでルソーは人間の性善説を繰り返し、戦争は人間間の自然的関係ではないと人間本性論の観点から主張する。さらに次のように言われる。

> ちょっとこれらの観念をホッブスの恐ろしい体系と対比してみよう。そうすると、ホッブスの不条理な学説とは正反対に、戦争状態は人間にとって自然であるどころか、戦争は平和から生まれたこと、あるいは少なくとも人々が永続的な平和を確保するために払った配慮から生まれたことが理解できるだろう。[6)]

ルソーはホッブスの理論を反転させることで、正しい戦争概念を形成しようとする。ホッブスにおいては国家制度と法制度が戦争を終わらせる。ルソーにおいては実定法と国家とともに戦争が出現する。政治権力と法的秩序の出現が戦争の生まれた原因となる。

２　「真の戦争」

ルソーは自説を証明するため「戦争」を厳密に定義する。―「戦争と平和というふたつの語は正確に相関的であるように思われるが、平和という語にはより広い意味が含まれている。というのも平和はいくつもの手段で中断され乱されうるが、戦争にまでは至らずにすむためである[7)]」。平和と戦争は

正確には対義語ではない。戦争の不在を平和と定義することも、平和の不在を戦争と定義することもできない。「中断され乱された平和」は戦争にまでは至らないが平和でもない状態、平和と戦争の中間的概念だ。これと区別される「真の戦争」（guerre véritable[8]）は何よりも第一にホッブスの反駁を目的とした概念である。まず「真の戦争」を可能とする諸条件を確認しよう。

第一の条件は、敵対者双方に生命の危険が存在することである。幸福や名誉を守ることだけが問題となるならば、それは戦争とはいえない。人は「みずからの保存の配慮が他人の幸福だけでなく他人の存在と両立しえないと理解」しなければならないとルソーは言う。[9] さらに各人は自己保存を志す「同じ熱情」と「同じ理由」から、敵の命を狙わなければならない。つまり戦闘行為の「理由」は、自己保存の要請であり、それ以上でもそれ以下でもない。一方が生きるために他方が死ななければならないような時にのみ戦争は存在する。

第二に戦争は、衝動的な暴力行為と区別される。ルソーは戦争とは予め「計画されていない争い」や「逆上によって犯された殺人」ではないと述べ、「理性をもつ存在」の「判断」の必要を主張する。ただし求められているのは、合理的かつ客観的な理性的判断ではなく、「熟考され表明された意志」である。衝動的な暴力行為であっても結果として、敵対者どちらかの死をもたらすことはあるが、この場合の暴力行為は他人が自己を殺すのを妨げることを目的としていないのだ。

これらの要素から第三の条件「恒常的な意志」が派生する。戦闘者の意志は持続的なものである。まず戦闘者の意志が生命の危険についての判断に基づく以上、この意志は戦闘者各人の自己保存の欲求と同じだけ持続する。この意志が中断されるためには戦闘者の一方が死ぬか、危害を加えることが不可能とならなければならないだろう。さらに先に指摘したように戦争は「熟考された意志」を必要な条件とし、衝動的な争いと峻別される。つまり戦闘者の意志は、戦闘行為に先行して存在しなければならない。ルソーにおいて戦争とは、持続的な敵意が顕在化し、戦闘者の一方が死ぬまで継続する、命

を賭けた争いだと分かる。

さてここでホッブスが戦争状態としての自然状態について述べていることを確認しよう。―「戦争とは力づくで争う意志が言葉もしくは行動によって十分に明示されている期間以外の何物でもない[10)]」。さらに、「戦争とはその本性上恒久的であって、その理由は、争いあう人々が平等であるために、いかなる勝利にも決して終わることができない[11)]」。ルソーはホッブスのこのような戦争概念を否定してはいない。それどころか、これまで確認してきた戦争概念についてルソーはホッブスを下敷きとしているのだ。その上でホッブスの反転がなされる。そのため戦争が可能となるのはいかなる状況かが問い直される。

> 自然状態において起こりうる仲裁者不在の争いにおいて、苛立った人間があからさまな暴力をふるって、あるいは不意打ちによって他人を殺しうる場合があるということは認める。しかし真の戦争を問題にしよう。そうすると、自分の生命を保存するため他人の生命を犠牲にする他どうしようもなくなるには、この人間がいかに奇妙な立場にあらねばならないかということ、そして関係が確立されているからこそ、一方が生きるため他方が死ななければならないということを想像すべきだ。戦争とは恒常的な諸関係を前提とする永続的状態であり、このような関係は人間間には滅多に生じない。人間間ではすべてが個々人の間で絶え間なく流動しており、関係と利害はすぐに変化する。[12)]

前政治的状態にも争いは存在するが、この争いは逃走や放棄といった形で回避可能であり、敵対者のどちらの破壊をも招かずに解決する。よって「一方が生きるために他方が死ななければならない」ような戦争は自然状態には存在しない。「真の戦争」が存在するためには、人間たちが極めて特殊な「立場」（position）にあらねばならないとされる。「確立された関係」また「恒常的な関係を前提とする永続的状態」が必要となる。ルソーは「人間間に戦

争はなく、国家間にのみ戦争は存在する[13)]」と言明する。国家あるいは国家制度が、「確立された関係」を作り出すということである。なぜそう言えるのだろうか。

前政治的な人間関係の特徴がその「流動性」（fluidité）にあるのと対照的に、国家制度は関係を固定し利害関係を安定させる。諸国家は「新たな事物の秩序[14)]」を作り出すとされる。『社会契約論』においても「戦争をつくるのは人間の関係ではなく、事物の関係である[15)]」と言われている。いわば戦争がうまれる理由は、人間本性の変化また習俗の変化にあるのではなく、物質的状況の変化にある。ルソーは土地所有制度と戦争の出現に密接な関係をみるのだ。

最初の土地所有の後の展開として二つの可能性が想定されている。[16)] 第一にこの最初の所有が際限なく拡大し、地球上すべての土地を「飲み込み」支配することである。あるいは、最初の所有は抵抗に遭う。しかしそのためには抵抗する者もまた土地を所有しそれを国家主権のもと確固たるものにしなければならない。最初の土地所有と国家設立から、必然的に他の土地所有と他の国家が連鎖的に誕生することになるのだ。ここから地球の表面は諸国家に覆われ、国家支配を免れている土地は残されていないという事態に至る。逃避を可能とさせる流動的な空間をもつ前政治的状態とは異なり、国家に逃げ場はなくすべての場所が他の主権によって領有されている。国家間の関係は人間間の関係よりもはるかに緊密な関係にあり、あまりにも絡み合った利害関係をもっているからこそ、この関係を変えようという試みは自動的に抵抗に遭う。さらにこう言われる。

> 反対に国家は人為的な団体だから、きまった尺度はもたず、国家にふさわしい大きさは不定である。国家は常に拡大可能だし、自分より強い国家がある限り弱いと感じる。[17)]

人間の体（corps）には自然によって固定された力と大きさがあるが、国家

は「人為的な団体」（corps artificiel）であるため、その尺度は偶発的な性質となる。ある国家が大きいか小さいか、あるいは強いか弱いかは、隣国との比較のうえでの相対的な評価による。その結果、各々の国家は実際に保存を脅かされていなくとも、常に脅かされていると感じ、この脅威に先手を打とうとする。いわば一方の国家はその存在自体において他方を脅かすことになる。このことが「諸国家間においては戦争状態が自然である[18)]」と言明される所以だろう。ルソーは、戦争は国家間にしか起こりえないという命題からもう一歩進め、国家間の関係は戦争でしか有り得ないと断言するに至る。そしてホッブスの継承と反転から導き出されたこの「真の戦争」概念から、戦争法の諸原理が派生する。

3　戦争法の効力

「戦争法の諸原理」において具体的に戦争法として挙げられるのは、開戦に関するものとしては宣戦布告を行うことであり、交戦に関するものとしては略奪行為の禁止である。これらがいかに導き出されているかを検討することで、戦争法の効力の問題について考えよう。

これまで確認してきたようにルソーの戦争概念は二つの命題から構成されている。戦争の目的は敵対者の死であること、そして戦争とは国家間の関係であるということだ。ここからルソーは国家の生命とはなにかを問う。

> 政治体は、社会協約からその統一と共通の自我を受け取る。[…]。政治体の生命は市民たちの心のなかにあり、市民の勇気と習俗が国制を多かれ少なかれ持続させる。政治体が自由に行えかつ責任を負える行為だけが、一般意志によって命じられている行為である。[…]。
> だから社会協約と法律を守る共通意志が存在する限り、社会協約は存続する。またこの意志が外的な行為によって表明されている限り、国家は無化されていないのだ。[19)]

国家はいかに「構成」（constitué）されているか、つまり国家を政治体とする内在的性質はなにかが問われる。それは領土や住民だけではない。人体との比喩において、政治体の生命「共通の自我」は「社会協約」（pacte social）であることが明かされる。より具体的には、社会協約を守ろうとする市民の意志「共通意志」（volonté commune）あるいは「一般意志」（volonté générale）に国家の生命はある。社会協約とはある国家の主権を打ち立て保証する取り決めである。ただし「戦争法の諸原理」で想定されている諸国家は、人民主権国家には限られておらず君主政国家でもあるということに注意しておこう。これらの断片における「社会協約」は『社会契約論』において契約としての交換の体をなしていないとして退けられる「服従契約」（contrat de soumission）つまり君主と人民のあいだの隷属契約でもある。国家を殺し戦争に勝つ手段は、敵国の「社会協約」を破壊し、一国の君主を君主ならしめている基礎を根底から覆すことだとルソーは考える。国家を強大化あるいは弱体化させる原因は、本質的には外的なもの、つまり征服や軍事的敗北や他国による侵略ではなく、内的なものである。

反対に、この社会協約を守ろうとする意志が市民に残っている限り、たとえ領土が征服されたとしても国家は生き続けることとなる。この実例としてユダヤ人国家を挙げることができるだろう。『ポーランド統治論』や「政治的断片」で述べられているように、[20] ユダヤ人は国土を失い、世界中に分散し放浪することになったが、ユダヤ国家は破壊されることなくユダヤ人は何世紀ものあいだその国民性を維持してきている。それは神と人民との取り決めが無傷のまま維持されているためである。

国家が「無化」されない条件は、一般意志が「外的な行為」（actes extérieurs）として表明されていることである。社会協約を守ろうとする構成員の一般意志は、彼らが敵国に対して武器をもって戦うとき、行為として表れるだろう。構成員が祖国防衛のため自発的に武器をとる限り、このことは一般意志が生き続けているという証しになるのだ。

ここで正統な戦争には「宣戦布告」が必要とされている理由について考えてみよう。事実ルソーは「戦争法の諸原理」において宣戦布告の必要を述べるが、[21] その理由は見当たらない。『社会契約論』によると、「宣戦布告は列強に対する通告というよりも、その臣民に対する通告である[22]」。

宣戦布告は敵国の構成員への通告であることにまず特徴がある。ルソーは戦争とは国家間にのみ存在する関係であると言明しているが、実際の戦闘において武器をもち戦い死ぬのは個人であることを意識していると考えられるだろう。

しかし宣戦布告の対象は「市民」（citoyen）ではなく「臣民」（sujet）だとされている。「市民」と「臣民」はともに人民（peuple）各人だが、「市民」は法権利を享受し、「臣民」は義務を果たす。「市民」に保証されている国内の何人からも生命を侵害されないといった法権利と対になるように、「臣民」は平時みずからの生命を保障してくれる祖国が外からの脅威にさらされると、みずからの生命を賭けて祖国を防衛しなければならない。臣民がこの義務を怠ること、それは彼らが国家全体の存続よりも自分の生命を優先させたということであり、換言すれば一般意志に背き「個別意志」（volonté particulière）に従ったことになる。宣戦布告を行うこと、それは敵国の臣民を唆すことあるいは彼らを試すことである。彼らは祖国のために武器をとり義務を果たすか否か、つまり一般意志に従うか否かを試されるのだ。

> 社会協約が一撃で断ち切られると、その瞬間戦争はなくなるだろう。この一撃でひとりの人間も死ぬことなく、国家は殺されるだろう。[23]

ひとりの人間も死ぬことなく、国家は殺されうる。ルソーが考える戦争の究極形態である。これは「宣戦布告」によってなされると考えるのが妥当だろう。宣戦布告をなされた国家の臣民全員が、そのとき武器をもって戦おうとしなければ、ひとりの死傷者も出ることなく、社会協約を遵守する意志「一般意志」は直ちに破壊され、これを生命とする国家は死ぬ。ルソーにおいて

宣戦布告とは、正統な戦争の開戦の手続きであると同時に、最も直接的かつ有効に敵国を破壊する攻撃の方法なのだ。とはいうものの、このような抽象的かつ観念的な形式で戦争が終結しうるとはルソーも考えていない。

> 政治体の生命の原理つまりこう言ってよければ国家の心臓は、社会協約である。社会協約が傷つけられるや否やその瞬間、政治体は死に崩れ落ち解体するが、社会協約は破壊しようとすれば破くだけで十分な羊皮紙の憲章ではなく、一般意志のなかに書き込まれている。だからこそ社会協約を無効にするのは簡単ではないのだ。そこで最初から全体を切り裂くことはできないので、諸部分から襲う。[24)]

敵国のすべての構成員が一般意志を放棄すれば、国家全体は破壊される。そうでない限り、戦争は継続する。しかし意志を物理的な力つまり武力によって無化また変化させることは不可能であるため、国家の「部分」を攻撃するために、間接的な手段が用いられる。ここから略奪行為がうまれることになるのだが、まずこの間接的な手段それ自体は、戦争の目的つまり破壊によって正当化されえないものではないことに注意しよう。ルソーは古代ローマ・古代ペルシアの戦略を例に出し、この間接的な手段を有益に用いた「真に啓発された君主」を評価する。

> 習俗への影響は真に啓発された君主たちにいつも重要視された。キュロスが反抗したリュディア人に課した刑罰は、軟弱で女性化された生活だった。また僭主アリストデモスがキュメの住民たちを制御するためにとった手段は極めて興味深いので語らずにはすませられない。[25)]

キュロスとアリストデモスが行った戦争の間接的な手段とは敵国の習俗に対するものである。モンテスキューも戦争について論じている『法の精神』第十編においてキュロスとアリストデモスに言及している。モンテスキューに

よるとアリストデモスは、キュメの少年に少女のように髪を伸ばさせ、髪に花を飾らせ、踵まで届くさまざまな色の衣服を着させることなどで青年の勇気を弱めたが、このようなことは「小僭主」（petit tyran）にしか適さないとされている。[26] またキュロスがリュディア人の軟弱さを維持した法律も「よい法律」ではないとされている。ルソーにとっては敵国の習俗を「女性化」（efféminées）させることは、戦争の間接的な手段として評価されるが、モンテスキューにおいては逆に退けられる。これは両者の戦争概念の違いに由来する。『法の精神』ではこのように言われている。―「戦争の目的は勝利であり、勝利のそれは征服であり、征服のそれは保存（conservation）である[27]」。ルソーとの比較のうえでの顕著な違いはモンテスキューは戦争には「破壊の精神[28]」（l'esprit de destruction）は伴わないと考えていることだ。すでに見てきたようにルソーにおいて戦争の目的は「破壊」、敵国の死に他ならない。習俗を女性化させることは、市民が武器をもち戦う勇気を弱めることであり、結果的にその国家の対外的な弱さを生じさせる。習俗への攻撃は敵国の「保存」を戦争の目的とするモンテスキューにとって戦争の有効な手段とはなりえない。反対にルソーにおいてキュロスとアリストデモスによる戦争の間接的な手段が評価されるのは、それが敵国の脅威を妨害することに成功し、敵国を破壊させる契機となったためである。しかし同時に、この間接的な手段の使用が戦争の倒錯性をあらわすしるしとなる。

> 土地や金、人間などわがものにできるすべての横領品が、こうして相互の敵意の主な対象となる。この下劣な貪欲が気づかぬうちに事物の観念を変化させ、最終的に戦争は盗賊行為に堕落し、敵と戦士は少しずつ僭主と盗人へと変わる。[29]

攻撃の間接的な手段は、敵国の生命を維持しているものを攻撃する限りにおいて正当化される。敵意が「下劣な貪欲」を動機とし、生存のための戦いを目的としなくなると、戦争は「盗賊行為」へと堕落する。グロチウスは『戦

争と平和の法』でこう述べている。―「人民がいかに不正なる行為を行うとも、これと海賊あるいは盗賊の間には区別がある[30)]」。グロチウスにおいてあらゆる暴力行為は国家の名のもと行われる限り正当なものとなる。グロチウスは国家と盗賊団との区別を絶対化し、盗賊行為と正当な戦争行為は行為以前に行為主体によって区別されると考える。ルソーにおいて盗賊行為と正当な戦争を区別するのは行為の本質である。国家を構成する「部分」が戦闘の対象となりうるのは、それらの部分が国家に属するもの、公に属するものである場合だけだ。

ここから害を加えることのできない兵士への暴力が禁止される。ルソーによれば、「敵国の防衛者が武器をもっている限り彼らを殺す権利はあるが、彼らが武器を手放し降伏するとたちまち彼らは敵でなくなり、あるいは敵の道具ではなくなるので、誰も彼らの生命に対して権利をもたない[31)]」。個々人が各人の存在と分離し国家の「部分」と同一視されるのは、彼らが他の政治体を脅かす国の道具である場合のみ、祖国の「防衛者」（défenseur）としてのみである。グロチウスもまた非戦闘員への攻撃禁止を主張する。彼は道徳的正義に基づいて非戦闘員への攻撃禁止を導き出す。グロチウスは一方で敵の領土内にあるものはすべて殺傷できると主張し、他方でいわばみずからの戦争理論に反して、道徳的観点から戦争を「緩和[32)]」（modération）する。万民法の効力を否定するときルソーは、道徳的正義に基づく万民法また戦争法を提唱する自然法学者グロチウスを念頭においている。ではルソーの場合、非戦闘員への攻撃の禁止や盗賊行為の禁止が戦闘者に遵守されうる根拠はどこにあるのだろうか。

> 正当な君主は戦争の最中でも、敵国の公に属するすべてのものを奪うが、諸個人の人格と財産を尊重する。彼は自分自身の権力に基礎を与える諸権利を尊重するのだ。[33)]

個人の所有権と身の安全を守ることはまた、君主にとって、みずからの権

力を正当化するための根拠となる。敵国に対しても個に属するものを尊重することによってのみ、君主の権力は敵国にまで広がり、敵国にみずからを君主と認めさせ、その住民に新たな社会協約を受け入れさせることができる。これがルソーの考える間接的な攻撃手段による戦争終結の形である。非戦闘員への攻撃また盗賊行為は、戦争の目的を達成しえないということだ。敵国の構成員の財産と自由を奪い彼らを奴隷としたところで、国家の生命の危機が解消されたことにはならないということでもある。奴隷の意志を変化させない限り、彼らは敵であることをやめておらず、主人としての君主は、絶えず内戦と革命の危険にさらされることになる。一国の君主は、敵国の完全な破壊を目指し自国の真の利益を考慮する限り、戦争法に従わざるをえないのだ。

> 戦争の法権利とはなにかを正確に知るため、事物の本性を注意深く検討しよう。そして事物の本性から必然的に導き出されることだけを真と認めよう。[34)]

ルソーは「戦争法の諸原理」においていかに敵国の脅威を破壊するか、またいかにその脅威を自国に従属させるかを考え、戦争の目的から必然的に派生するその手段を戦争法として導き出す。確かに戦争法は、武力行使を制限する。しかし敵国民の意志を変化させることを戦争の最終目的とする限り、物理的な力つまり武力に可能なことには限界があり、こういってよければ平和的な手段が有効となる。戦争は正統である場合だけ、決定的となるという仕組みになっているのだ。ルソーにおける戦争法とは、道徳的掟でも超越的な規範でもなく、戦争に確実に勝つ方法である。

［注］

1） Rousseau, *Principes du droit de la guerre, Écrits sur le Projet de paix perpétuelle de l' Abbé de Saint-Pierre*, sous la dir. de B. Bachofen et C. Spector, textes établis par B.

Bernardi et G. Silvestrini, Paris, Vrin, 2008（特に記載がない限り引用はこの版により、また *Principes du droit de la guerre* は *PDG* と略記）. ルソーのその他の著作に関してはRousseau, *Œuvres complètes*, édition publiée sous la dir. de Bernard Gagnebin et Marcel Raymond, 5vol., Paris, Gallimard, « Bibliothèque de la Pléiade », 1959-1995 より引用する（*OC* と略記し巻数と頁数を並記）。なお先行研究として上記の校訂版に付属されている論文（B. Bachofen, « Les raisons de la guerre, la raison dans la guerre »）及び Hichem Ghorbel, *L'idée de guerre chez Rousseau*, 2vol., Paris, Harmattan, 2010 を参照した。

2） *PDG*, p.70.

3） « Jugement sur le projet de paix perpétuelle », *OC*, III, p.593-594.

4） *PDG*, p.77.

5） ホッブス『市民論』本田裕志訳、京都大学出版会、p.44.

6） *PDG*, p.70.

7） *Ibid.*, p.71.

8） *Ibid.*, p.74.

9） *Ibid.*, p.71.

10） ホッブス『市民論』、p.44.

11） *Ibid.*, p.45.

12） *PDG*, p.74-75.

13） *Ibid.*, p.53, note2.

14） *Ibid.*, p.75.

15） *Du contrat social*, *OC*, III, p.357.

16） *PDG*, p.76.

17） *Ibid.*, p.76-77.

18） *Ibid.*, p.80.

19） *Ibid.*, p.78.

20） *Considérations sur le gouvernement de Pologne*, *OC*, III, 956-957. « Fragments politiques », *OC*, III, p.498-500.

21） *PDG*, p.80.

22） *Du contrat social*, *OC*, III, p.357.

23） *PDG*, p.81.

24） *Ibid.*, p.78.

25） *Ibid.*, p.79.

26） Montesquieu, *De l'esprit des lois*, édition de R. Derathé, Garnier Frères, 1973, tome I, p.158.

27） *Ibid.*, p.12.

28） *Ibid.*, p.150.
29） *PDG*, p.80.
30） グロチウス『戦争と平和の法』一又正雄訳、酒井書店、1972、第三巻、p.950.
31） *PDG*, p.67.
32） グロチウス『戦争と平和の法』、第三巻、p.1078.
33） *PDG*, p.67.
34） *Ibid.*, p.65.

（大学院博士後期課程学生）

RÉSUMÉ

La théorie de la guerre chez Rousseau

Miyu Matsukawa

Dans les « Principes du droit de la guerre » rédigés en 1756, Rousseau se fait une conception de la guerre par deux propositions : la guerre est le rapport entre-étatique et elle a pour objet la mort de l'ennemi. Après avoir établi cette conception, il insiste sur la nécessité de la déclaration de la guerre et la prohibition du brigandage. Les « Principes du droit de la guerre » sont donc une tentative pour proposer l'idée de la « guerre légitime », autrement dit celle pour faire obéir la guerre aux lois.

Pourtant Rousseau renonce à l'effectivité du droit des gens, puisque faute d'un instance supérieure, cette loi ne peut prendre de sanctions contre les États. Le droit de la guerre, de même que le droit des gens, stipule les rapports entre les États. N'a-t-il pas aussi besoin de l'instance supérieure ?

Le droit de la guerre chez Rousseau n'est ni la norme morale ni la norme transcendante, mais les moyens sûrs pour gagner la guerre. La guerre ne finit définitivement que lorsqu'elle est légitime.